

# 第6章

## 都市整備の方針

都市整備の方針は、今後10年以内（短期）及び20年以内（中長期）における都市計画及び社会資本整備に関するガイドラインを示すものとする。

### 1. 土地利用

#### （1）区域区分の見直しに関する方針

- 市街地フレームの考え方を踏まえ、区域区分の見直しに関する方針を以下のように定める。
- 市街化区域内における住居系市街地は基本的に維持するものとし、都市的未利用地の宅地化の促進を図る。
  - 商業系及び工業系市街地については、立地需要への対応を踏まえつつ、産業フレームの範囲の中で市街化区域への編入を検討する。
  - 現在の市街化区域内において都市的土地利用の困難な地域については、良好な自然景観を維持し、都市環境の保全を図りつつ、今後の土地利用を検討する。

#### （2）用途地域の見直しに関する方針

- 用途地域制度を有効に活用し、適正に合理的な土地利用を進めるため、用途地域の見直しに関する方針を以下のように定める。
- 社会情勢の変化に伴う土地利用状況の変化や都市基盤施設の整備状況等、地域の実情に合わせ、適切な土地利用に誘導すべき地区について用途地域の見直しを検討する。
  - 公共公益施設を含む地区について、施設の老朽化等に伴う更新等が可能となるように、周辺の土地利用状況を勘案しつつ用途地域の見直しを検討する。
  - 緑苑団地等の郊外部の住宅団地について、現在の居住環境を大きく変えない範囲で、一定規模の店舗を許容する用途地域への見直しを検討する。

#### （3）市街化区域の土地利用方針

##### ①住居系地域

住居系地域については、市街地における道路、公園・緑地（オープンスペースの確保）、下水道などの都市基盤整備や未利用地の活用、社寺林等の保全などに努め、緑あふれる暮らしやすい環境の整備を推進する。

今後の高齢社会における生活利便性の確保や環境負荷の低減といった観点から、郊外部における住居系市街地の拡大を抑制するとともに、鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における住宅・宅地の供給を促進する。また、郊外にみられる既存の大型住宅団地についても、暮らしやすさが確保できるよう日常生活利便性の向上を図る。

### ア) 既成住宅地

古くから住宅地を形成している既成住宅地については、道路・公園等の基盤施設の充実により居住環境の改善を図るとともに、密集した宅地が多くみられる地区においては、建物の機能更新にあわせて、権利者等の関係者の協力を得ながら、街区の再編により中高層の集合住宅を整備するなど、居住環境の改善に向けた施策を検討する。また、空家や空き地の流通促進により居住を誘導する。

交通利便性の高い住宅地については、中高層の集合住宅の立地を促進し、土地の高度利用を進める。また、医療施設、介護福祉施設等の生活利便施設との複合化により、生活弱者にも配慮した多様な住民ニーズに対応する居住機能の集積を促進する。

### イ) 周辺住宅地

近年市街化区域に編入された周辺住宅地については、都市的未利用地が残存していることから、地区施設等の基盤整備を進めることにより、これら都市的未利用地の宅地化及び公園・緑地等の基盤整備用地としての活用を促進し、ゆとりある住宅地としての熟成を図る。また、農地所有者に対しては定期借地方式による土地活用等の手法を紹介するなど、土地活用に関する啓発を行う。

### ウ) 郊外住宅団地

団地開発による郊外住宅団地については、戸建て住宅を中心とした住宅地として熟成しつつあり、低層住宅地として良好な居住環境の保護・形成を図るとともに、空家対策事業等により、地区内にみられる空家等の中古住宅の流通を促進する。

また、高齢化の進行に伴い、日常生活に支障をきたすことが考えられる地区については、医療・福祉施設の適正な配置や日常的な買い物環境の充実を図る。

## ②商業系地域

商業系地域については、賑わいのある商業空間の創出を目指して、都市景観に配慮しながら駅前広場空間の施設や道路などの整備を進めるとともに、土地の高度利用を促進し、都市機能の向上を図る。

また、住居系地域同様、高齢社会の到来等を見据え、鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における商業、医療、福祉施設等の都市機能の集積を促進する。

### ア) 拠点商業地

那加駅・新那加駅、各務原市役所前駅、六軒駅、各務ヶ原駅・名電各務原駅、鵜沼駅・新鵜沼駅の周辺地区は、それぞれ本市の既成住宅地における拠点商業地としての役割を果たしている。今後も歩道整備等のハード的な事業や商店街活性化施策等のソフト的な事業の展開により既存機能の強化・充実を図る。

また、鵜沼駅・新鵜沼駅周辺地区では、自由通路や駅前広場、土地区画整理事業等の都市基盤整備が進められ、利便性が向上していることから、土地の有効・高度利用を促進し、商業業務系土地利用への誘導を検討する。

## イ) 近隣商業地

(都)一般国道21号線、(都)岐阜蘇原線(いちよう通り)、(都)犬山東町線、(都)坂祝バイパス線及び(都)江南関線沿道等については、交通利便性を活用した沿道立地型商業業務系施設の立地が進んでおり、今後ともその機能の充実を図る。

## ウ) 大規模集客施設立地エリア

東海北陸自動車道の岐阜各務原インターチェンジ周辺北側においては、大型商業施設を中心に高速交通体系の交通利便性を活かした広域的な商業地形成を図る。

巾下地区の商業施設の集積地は、交通利便性の高い幹線道路沿道に位置していることから、今後とも商業地としての機能の充実を図る。

大型商業施設が立地する鵜沼各務原町及び蘇原青雲町については、引き続き商業系土地利用の維持を図る。

## ③工業系地域

工業系地域については、自然との調和に配慮しながら、高度利用と良好な工場経営が円滑に行える環境の確保を図る。また、既存産業の高度化・規模拡大に対応するとともに新規産業の受け皿となる工業用地の確保に努める。

## ア) 既存工業地

周辺に住宅地が立地する既存工業地については、工場施設内における緑地の確保等により、既成市街地内に位置する工業地として周辺の市街地環境に留意しつつ、工場経営が円滑に行える環境の維持を図る。

## イ) 既存工業団地

岐阜県金属工業団地、各務原市工業団地、テクノプラザ、岐阜木材工業団地、各務東町工業団地等の工業団地は、本市の重要な工業地としての役割を果たしていることから、今後も工業専用団地として現有機能の維持・強化を図る。なお、テクノプラザについては、産学官連携拠点として位置付け、高等教育機関や企業とも幅広く連携し、新たな産業活力の創出を図る。

## ④新産業地域

東海北陸自動車道の岐阜各務原インターチェンジ周辺南側においては、高速交通体系の交通利便性を活かし、商業と工業が交流する土地利用の形成を図る。

## ⑤土地利用検討地域

### ア) 各務山地区

本市の中心部に位置し、広大な面積を持つ地区であるため、関連計画との調整を行いながら、残された緑地の保全や緑化を推進するとともに、工業系をはじめとした有効な土地利用を積極的に検討する。

### イ) 鶺沼西町地区

幹線道路沿道の交通利便性を活かし、商業系を中心とした土地利用の展開を検討する。

### ウ) 鶺沼東町地区

都市計画道路の整備にあわせて、面的整備を中長期にかけて検討する。

### エ) 三井町地区

幹線道路沿道の交通利便性を活かし、工業系及び商業系土地利用の展開を検討する。

### オ) 航空宇宙科学博物館周辺地区

岐阜県グリーンスタジアム等の集客施設と連携を図りながら、航空宇宙文化にふさわしい魅力を有した施設誘致等、地域資源を活かし、より多くの人を引き付ける魅力を有した地区として、市街化調整区域の性格を変えない範囲で、土地利用の誘導を検討する。

### カ) 新たな幹線道路沿道地区

(都)岐阜鶺沼線沿道については、市街地の東西軸として商業業務系土地利用の展開を検討する。

(都)各務原扶桑線沿道については、当該道路の広域性を活かした工業系土地利用の展開を検討する。

市道稲 926 号線沿道（各務原大橋につながる路線）については、既存集落地等を経由することからその地域特性に調和する土地利用の展開を検討する。

## (4) 市街化調整区域の土地利用方針

### ①優良な農地との健全な調和に関する方針

農業系地域については、農地が市民生活を支える農産物の生産地域であるとともに、雨水の保水・遊水機能や地下水の涵養（かんよう）機能、緑地的空間機能など多面的な機能を有することを重視し、優良農地の保全に努める。特に、新境川を水利とする市域北部の水田を中心とする地域と、畑地が主である鶺沼地域の農地については、生産性の高い農業を営む農地として保全を図る。

### ②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

北部丘陵地は、本市の主要な市街地河川である新境川の上流にあたり、土砂及び市街化による流出量の増加を防ぐ防災的観点等から、砂防指定地及び保安林の開発を抑制する。また、土砂災害特別警戒区域の指定により、安全な地域への誘導を行い、土砂災害の危険箇所を新たににつくらないために無秩序な宅地開発等を抑制する。

### ③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

森林・緑地・水辺系地域についてはその保全に努める。また、市民生活にうるおいとやすらぎを与える場として整備・創造を図り、自然共生型の土地利用に努める。

○飛騨木曾川国定公園並びに特別緑地保全地区に指定されている八木山の保全を図る。

○前渡不動及び長平山の独立峰、外山、北山、金毘羅山等の樹林地や段丘崖に位置する斜面緑地、八坂神社、加佐美神社等の社寺林は、地域の重要な緑として保全を図る。

○国営木曾三川公園各務原緑地及び新境川・大安寺川は市街地内の貴重なオープンスペースとして整備・保全を図る。

○芋ヶ瀬池の水辺空間と愛宕山南側斜面緑地を景勝地として保全を図る。

○伊木山、うぬまの森など居住地域の近郊にある山林の保全に努め、市民が緑と親しむ憩いの場として活用する。

### ④秩序ある都市的土地利用に関する方針

蘇原北部、前渡、陵南、各務等の集落地周辺については、無秩序な土地利用が進まないよう開発許可の適切な運用を引き続き行うものとする。一方で、集落地に居住する市民の生活に最低限必要となる商店や診療所、介護福祉施設については、既存コミュニティを維持するために、周辺の環境に配慮しながら適切な立地を図る。また、都市基盤がある程度整っている地区や学校、鉄道駅の周辺地区について、地域の活性化に向けた方策を検討する。





(5) 主要課題地区の土地利用方針

◆新たな幹線道路沿道地区  
 ○(都)岐阜鶴沼線沿道については、市街地の東西軸として商業業務系土地利用の展開を検討する。  
 ○(都)各務原扶桑線沿道については、当該道路の広域性を活かした工業系土地利用の展開を検討する。  
 ○市道稲926号線沿道(各務原大橋につながる路線)については、既存集落地等を経由することからその地域特性に調和する土地利用の展開を検討する。

◆中山道新加納立場地地区  
 ○歴史文化遺産の活用により魅力・活気あふれるまちづくりを推進し、安心して楽しめる沿道空間を創出することにより、中山道新加納立場地地区のまちなみ再生を進める。  
 ○工場移転に伴う工場跡地と周辺区域を含め、組合施行による新加納土地区画整理事業及び周辺生活道路の整備を促進する。

◆インターチェンジ周辺地区  
 ○既に立地している広域的な商業施設と隣接する工業系用途に挟まれた地区については、新たな産業を創出する産業拠点の形成を図る。

◆ごんぼ積み集落周辺地区  
 ○ごんぼ積みとそれに挟まれた細い路地等が織りなす川中島特有の景観を活かしたまちづくりを進める。

◆国営木曾三川公園各務原緑地(河川環境楽園周辺地区、各務原市総合運動公園周辺地区)  
 ○河川環境楽園周辺地区については、自然に親しめる場の形成を図る。  
 ○河川環境楽園、かさだ広場、各務原市総合運動公園等を一体的に活用し、交流拠点の形成を促進するため、サイクリングコースの整備を進める。

◆巾下・花園町周辺地区  
 ○巾下地区計画内に立地する商業施設の集積地については、今後もその機能の充実を図る。

◆新那加駅周辺地区  
 ○商業・業務施設が集積する新那加駅周辺において、駅や連絡通路のバリアフリー化を促進する。

◆加佐美神社周辺地区  
 ○加佐美神社周辺に多く残る黒い板塀が連続する歴史深く、また趣ある集落景観の保全を図る。

◆各務山地区  
 ○各務山地区については、本市の中心部に位置し、広大な面積を持つ地区であるため、関連計画との調整を行いながら、残された緑地の保全や緑化を推進するとともに、工業系をはじめとした有効な土地利用を積極的に検討する。

◆歴史街道地区  
 ○中山道鶴沼宿、芋ヶ瀬池、村国座をつなぐ中山道、おがせ街道等の道路沿道を本市の主要な歴史資源・地区を結ぶ『各務野歴史街道』と位置付け、その位置付けにふさわしい沿道景観の形成を図る。

◆鶴沼西町地区  
 ○鶴沼西町地区については、幹線道路沿道の交通利便性を活かし、商業系を中心とした土地利用の展開を検討する。

◆鶴沼東町地区  
 ○都市計画道路の整備に併せて、面的整備を中長期にかけて検討する。

◆新鶴沼駅前地区  
 ○市の都市拠点の1つとして、都市機能の集積を高めるため、適正な土地の有効・高度利用を促進し、商業業務系土地利用への誘導を検討する。

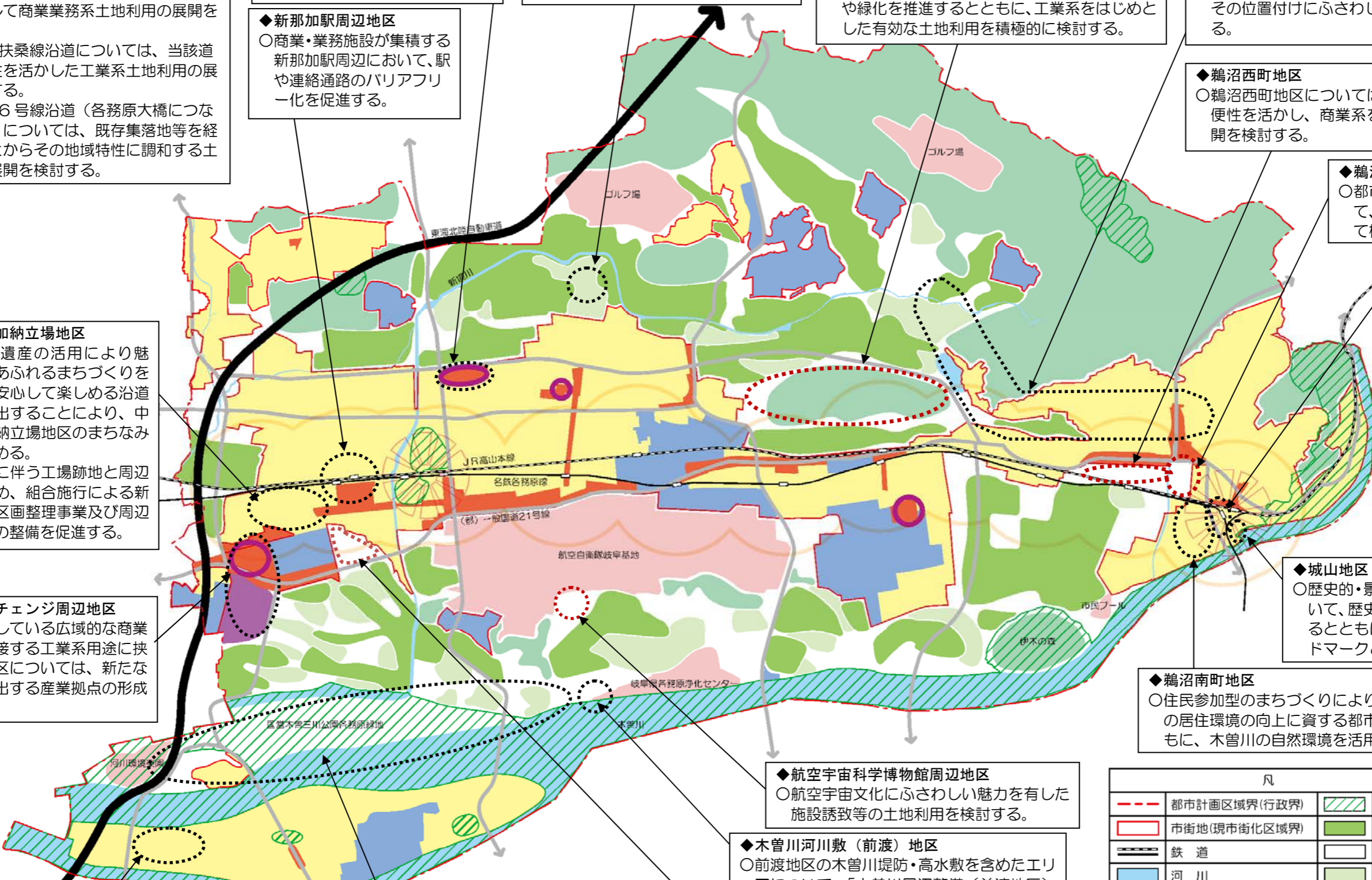
◆城山地区  
 ○歴史的・景観的資源である城山について、歴史的文化遺産として保全するとともに、市の東の玄関口のランドマークとして整備を進める。

◆鶴沼南町地区  
 ○住民参加型のまちづくりにより、道路・公園・排水路等の居住環境の向上に資する都市基盤整備を促進するとともに、木曾川の自然環境を活用したまちづくりを行う。

◆航空宇宙科学博物館周辺地区  
 ○航空宇宙文化にふさわしい魅力を有した施設誘致等の土地利用を検討する。

◆木曾川河川敷(前渡)地区  
 ○前渡地区の木曾川堤防・高水敷を含めたエリアについて、「木曾川周辺整備(前渡地区)基本計画」に基づき整備を進める。

◆三井町地区  
 ○三井町地区については、幹線道路沿道の交通利便性を活かし、工業系及び商業系土地利用の展開を検討する。



凡	例
--- 都市計画区域界(行政界)	主要な公園・緑地
市街地(現市街化区域界)	優良農地
鉄 道	その他農地等
河 川	旧集落地
住宅地	森 林
商業地	主な施設用地
工業地	大規模集客施設立地エリア
新産業地域	土地利用検討地域
鉄道駅800m圏	主要課題地区
都市拠点	

都市整備の方針





## 2. 市街地整備

市域の中央部を2本の鉄道(JR高山本線、名鉄各務原線)と国道21号とが近接して横断し、その沿線・沿道に市街地が形成されている。また、市域北部の丘陵地には、昭和40年代から50年代に開発された大型住宅団地が立地している。

市中央部には、航空自衛隊岐阜基地があり、大規模自然災害への救援及び市街地、山林火災への応援など防災支援に大きな役割を担っている。しかし、市域を南北に分断するなど土地利用上の制約要因となっており、航空機による騒音問題など環境面でも市民生活に少なからぬ影響を及ぼしている。

今後は、現在形成されている市街地における都市基盤の整備や利便性の確保に努めるとともに、防災性の向上に向け建物が相当程度密集する地区での準防火地域の指定の検討や浸水多発箇所の排水機能の充実、ブロック塀の倒壊対策(生垣等沿道緑化助成)などを促進する。

また、高齢社会の到来を見据え、鉄道駅周辺等公共交通の結節点周辺において、商業、医療、福祉機能等の都市機能を集積することにより、コンパクトな市街地を形成するとともに、自動車に依存することなく暮らすことができる環境づくりや、既存商店街の活性化支援につながるような道路及び駐輪場等の整備を促進する。

市街地の整備にあたっては、環境負荷の低減や美しい都市景観の創出を図るため、市街地の緑化(建物屋上・壁面や敷地の緑化促進、一定規模以上の建築・開発行為に対する緑化等)や道路・公園等の基盤施設の緑化を進めるとともに、道路舗装改良による温暖化対策、屋外広告物の規制・建築物の適正な誘導を図る。

以上の点を踏まえ、市街地整備は以下の基本方針のもとに進める。

### ①東部拠点の整備継続

○本市の東の玄関口として、平成16年に鵜沼駅前広場、平成21年に新鵜沼駅前広場、自由通路の整備、組合施行による土地区画整理事業(鵜沼駅東部、鵜沼駅東部第二土地区画整理事業)が完了している。今後は、両駅の東側の地域において、土地区画整理事業区域外周辺の生活道路の整備を引き続き進める。また、城山地区では、歴史的文化遺産として保全するとともに、市の東の玄関口のランドマークとして整備を進める。

### ②西部拠点の整備継続

○本市の西の玄関口として、平成13年に都心ルネサンス地区に指定し、学びの森や樺通り、また各務原市役所前駅周辺の整備を行ってきた。今後は、新那加駅周辺において、駅舎や連絡通路、また、移動経路や建築物等、民間企業と一体となってバリアフリー化を推進する。

③新加納地区の整備

- 歴史的な趣と調和するまちなみの保全と再生を目指し、平成 20 年に中山道新加納立場地区として重点風景地区に指定するとともに、中山道や周辺生活道路の整備を進めてきている。また、工場跡地及び周辺区域を含めた組合施行による土地区画整理事業（新加納土地区画整理事業）や周辺の生活環境の改善を推進する。

### 3. 街路・道路

#### (1) 幹線道路・補助幹線道路

##### ①整備方針

幹線道路は都市の骨格を形成する道路であり、市内と市外を結ぶ交通や通過交通を主体に処理する機能を有しており、本市及び隣接市町を含んだ広域的な視点から位置付けられる道路である。補助幹線道路は幹線道路を補完し、主に地域内交通を幹線道路へ誘導する機能を有する。本市においてはこれら道路の整備を促進し、道路の段階構成が明確な幹線・補助幹線道路網を構築する。

今後整備を促進すべき主要な路線は以下の通りである。

表 整備促進路線（短期）

路線名	目的
(都) 犬山東町線バイパス	鶉沼地区における交通流動の円滑化及び(都)一般国道21号線に連絡する都市間交通*路線として整備する。
(都) 各務原扶桑線 【(仮)新愛岐大橋 ～(主)芋島鶉沼線】	広域的通過交通*や都市間交通が集中する(都)江南関線の渋滞を緩和するため、愛岐大橋上流側に(仮)新愛岐大橋を架橋し、(主)芋島鶉沼線に至る新設路線を整備する。
(都) 犬山東町線	(都) 犬山東町線バイパスと新鶉沼駅を連絡する区間を整備する。
(都) 日野岩地大野線 【(都)一般国道21号線 ～(都)岐阜蘇原線】	本市西部の南北軸、また都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として、早期に整備する必要があることから、暫定整備を行う。
鶉 1118号線（南町通り）	(都) 犬山東町線バイパスによる鶉沼南町地区の生活利便性向上のため、生活幹線道路として整備する。

※都市間交通：各都市間を結ぶ交通。

※広域的通過交通：ここでは、高規格幹線道路等を利用し、広い範囲の移動を目的に本市内を通過する交通のことをさす。

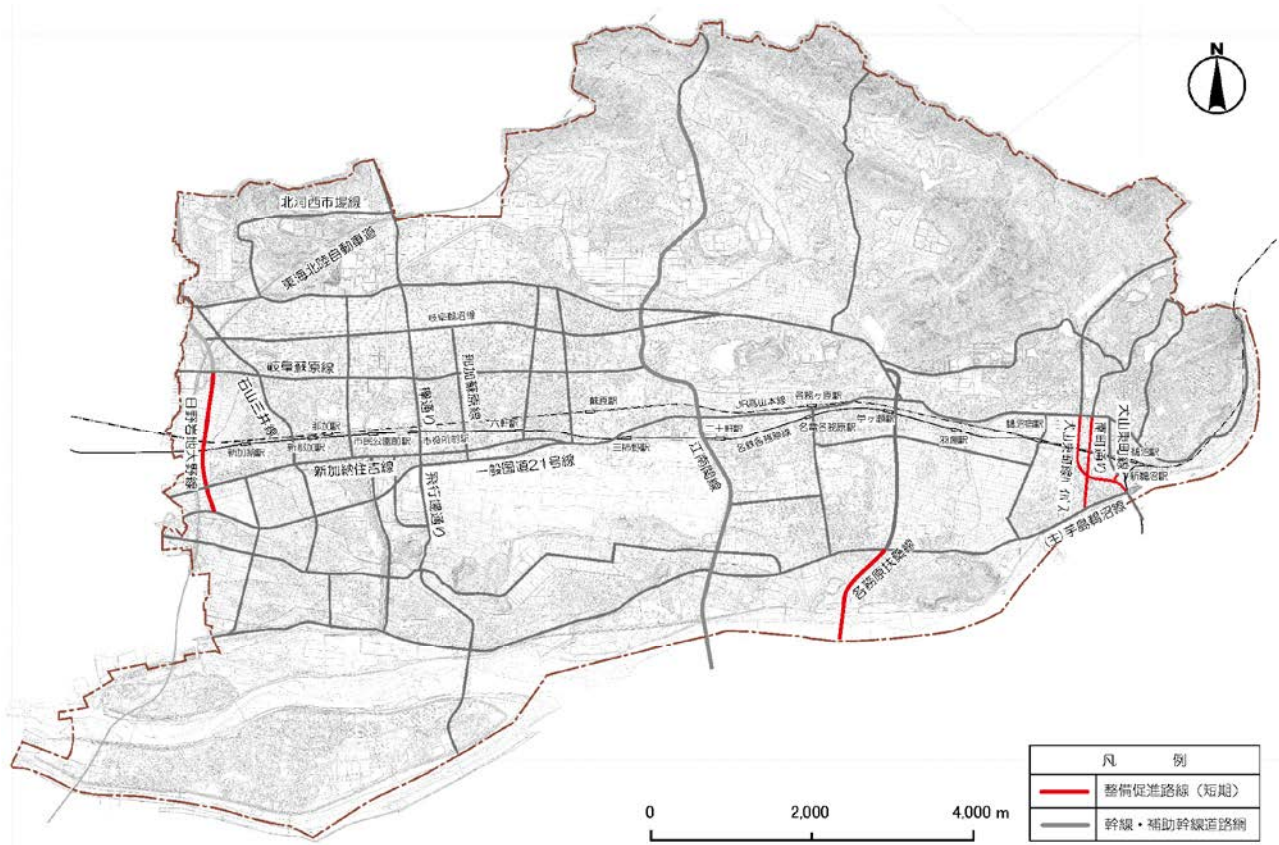


図 整備促進路線 (短期)



表 整備促進路線（中長期）

路線名	目的
(都)一般国道21号線	本市を東西に横断する広域的な幹線道路であり、経済・産業・防災等の重要な役割を果たす路線として整備を促進する。
(都)坂祝バイパス線	(都)一般国道21号線に連絡し、都市間及び広域的通過交通の円滑化並びに、慢性的な渋滞の緩和を図るバイパス路線として4車線化整備を促進する。
(都)岐阜鵜沼線 【(主)川島三輪線以西 及び(主)江南関線以东】	市街地北側の東西軸として都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として整備を促進する。
(都)日野岩地大野線 及び延伸路線	岐阜地域の環状線の一部を形成し、並びに本市西部の南北軸として都市間交通の円滑化を図る。また、川島地区との連絡を強化するため、当該路線の(都)一般国道21号線以南への延伸を検討する。
(都)各務原扶桑線 【(主)芋島鵜沼線 ～(都)一般国道21号線】	広域的通過交通や都市間交通が集中する(都)江南関線の渋滞を緩和するため、(主)芋島鵜沼線から(都)一般国道21号線、(都)岐阜鵜沼線に至る新設路線の整備を促進する。
(都)江南関線	本市の南北道路交通の軸となっており、広域的通過交通や都市間交通が集中する路線として整備を促進する。
(都)石山三井線	本市西部の南北道路交通路線として、地区間を結ぶ地域的な役割の道路として整備を促進する。
岐阜南部横断ハイウェイ	(都)一般国道21号線に集中する広域的な通過交通を市街地外へ誘導するとともに、本市南部地域の東西軸を形成する主要な幹線道路としての機能が期待されていることから、当該道路の整備を促進する。

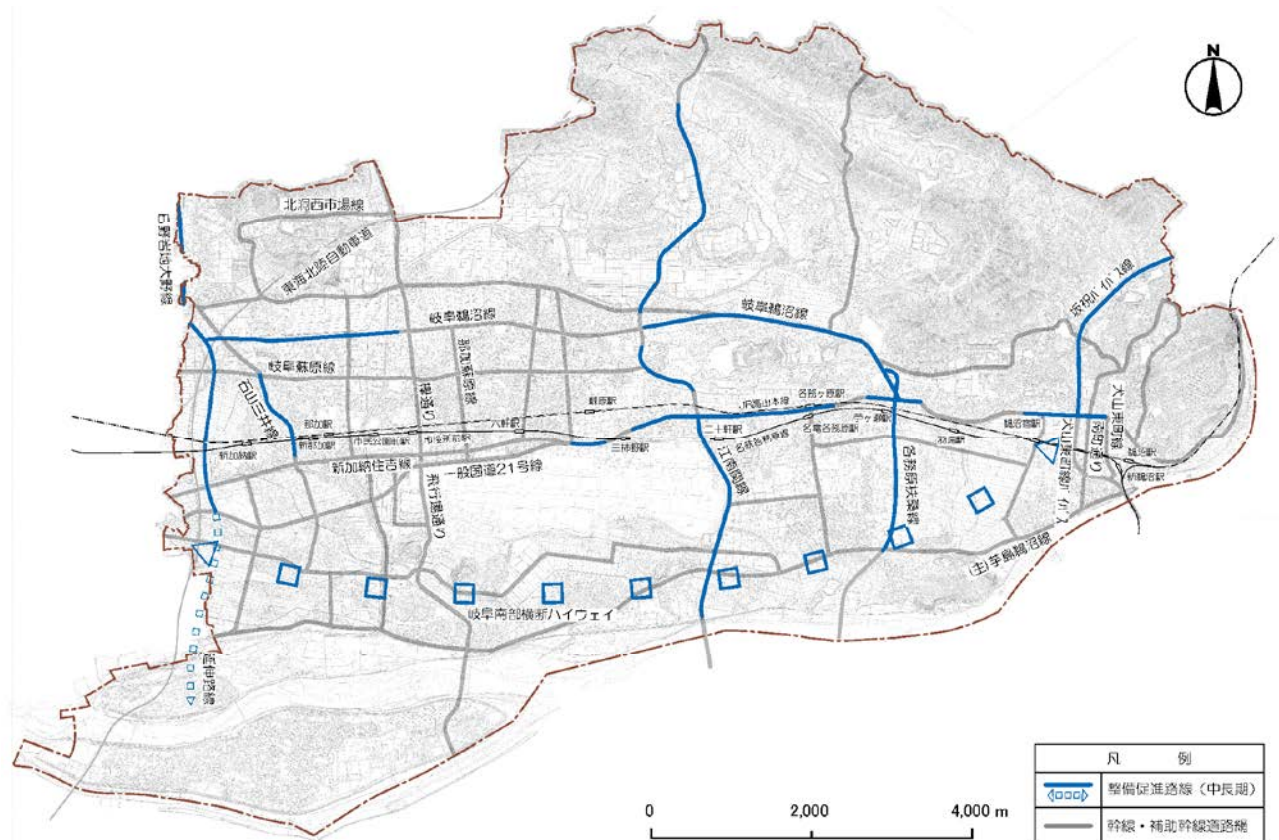


図 整備促進路線（中長期）

## ②都市計画道路の追加・変更及び廃止の方針

社会経済情勢の変化や将来のまちづくり及び都市計画道路像を勘案し、必要に応じて都市計画道路の見直し（追加、変更、廃止等）を行う。

近年では、以下の路線について変更及び廃止を行った。

表 都市計画道路の変更・廃止箇所

名称	都市計画決定	内容
(都)岐阜稲羽線	平成 23 年 10 月 21 日 県告示第 530 号	一部区間を廃止 名称を(都)石山三井線に変更
(都)三柿野蘇原線	平成 26 年 1 月 6 日 市告示第 1 号	全線廃止
(都)新加納住吉線	平成 26 年 1 月 6 日 市告示第 1 号	幅員の変更（縮小）
(都)犬山笠松線	平成 26 年 7 月 15 日 県告示第 487 号	全線廃止



## (2) 生活道路

本市の幅員別道路網の現況を見ると、既成市街地及び集落地における生活道路（地区の街区を構成する道路であり、主に沿道に住む人が利用する道路）の多くは、6m未満の狭幅員道路によって構成されている。

これら道路不足地区※は、交通安全上及び防災上の問題が懸念される。特に、幅員4m未満の狭あい道路については、緊急車両（消防車：タンク車及びポンプ車）の進入が困難な道路も多くみられ、火災などの日常的な災害時の安全性を確保するといった観点からも大きな問題を有している。したがって、狭あい道路沿いに設置されたブロック塀については、災害時の倒壊や見通しの悪さ等から危険性が大きく、狭あい道路の解消にあわせ、その改善が求められる。

このような状況から、これら狭あい道路が多くみられる道路不足地区については、行政側が主体となって道路拡幅又は新設道路の整備により安全で快適な居住環境の確保を図る必要があり、こうした生活道路の実態を踏まえ、以下にその整備方針を示す。

※市街化区域内については4m以上の道路から20m以上離れた区域を「道路不足区域」、6m以上の道路から20m以上離れた区域を「道路改善区域」と定義し、特に道路不足区域が広範囲に形成されている地区を道路不足地区とする。また、市街化調整区域内については4m未満の道路が密集する集落区域を「道路不足区域」と定義する。

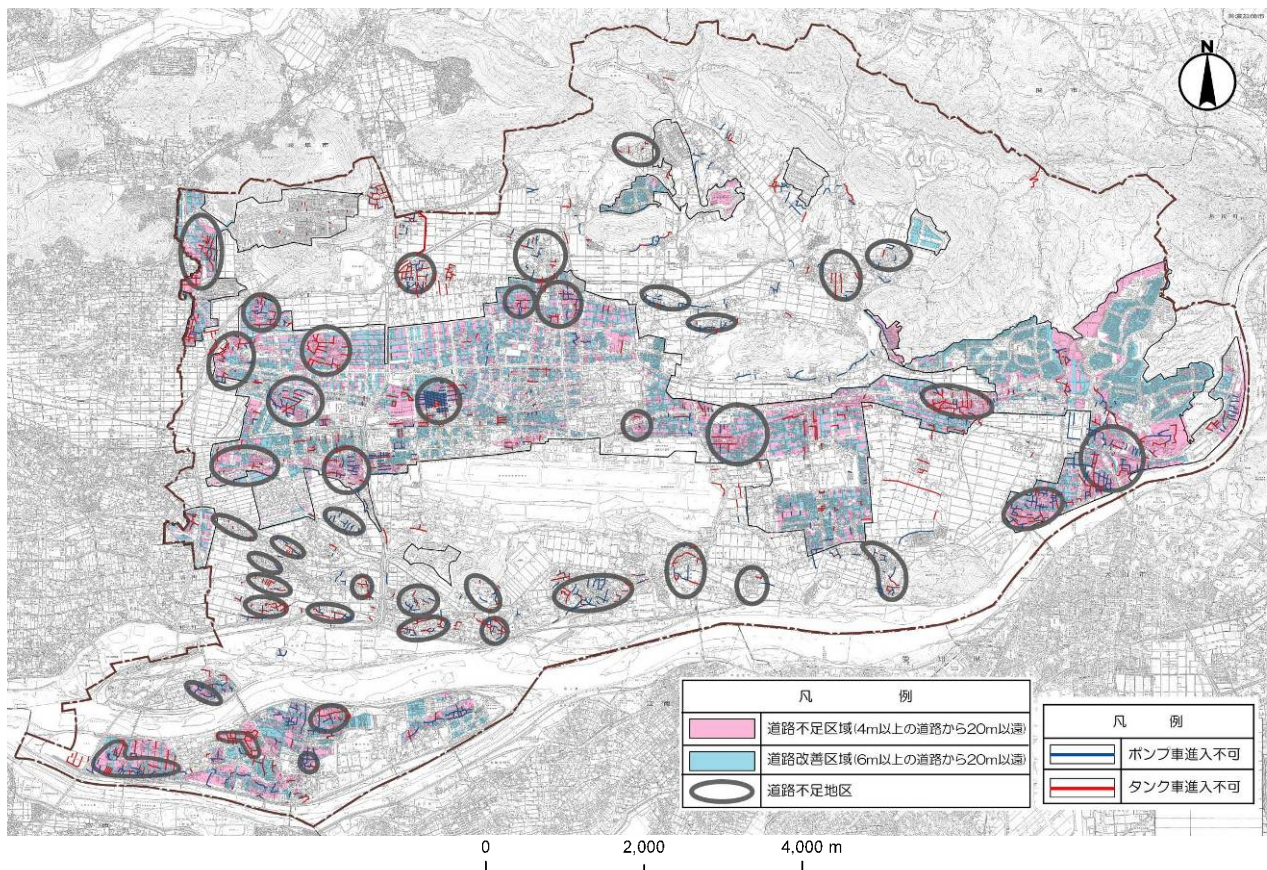


図 道路不足地区及び狭あい道路の分布状況

### ①既定計画の整備促進

既定計画（都市計画道路、地区計画、市道計画）の整備を図ることで道路不足状況が概ね解消する場合は、既定計画路線の整備を促進することを方針とする。

### ②住民参加による主要な生活道路の計画づくりと整備促進

既定計画が無い場合は、今後、住民参加により主要な生活道路の整備路線を検討し、その整備促進を図ることを方針とする。

- ・ 幹線・補助幹線道路の整備により、住宅地への通過交通の流入を抑制するとともに、歩道の確保を検討する。
- ・ 主要な生活道路における交差点改良（隅切りの設置等）を検討する。
- ・ 住宅地等における歩行者優先道路の面的な整備を検討する。
- ・ 通過交通の流入しにくい面的な交通規制の導入を検討する。

### ③幅員4m未満の生活道路の解消

幅員4m未満道路の多い既成市街地や集落地において安全で快適な住環境を確保するため、建築基準法第42条第2項に規定された道路（以下、「2項道路」という）について、狭あい道路整備事業など生活道路整備に関する支援及び奨励制度を活用し、個々の建築行為と連動しながら確実に後退用地の確保を進めるなど、地域住民の理解と協働により幅員4m未満の道路の解消を図る。

#### 【具体例】

- 地区計画道路の整備
- 2項道路における確実な後退用地の確保
  - ・ 道路中心線より2mは寄付受納
  - ・ 寄付を確実に促すため、分筆登記費用等の一部を補助
  - ・ 寄付受納後、市による後退用地部分の整備
- 緑の条例による生垣助成制度の活用促進



### (3) 歩道等

歩道等は、主要な幹線道路において順次整備を進めている。しかしながら、歩道の連続性が確保されていない箇所もある。今後、少子高齢化の進展や、自動車に過度に依存しないコンパクトなまちづくり、通学路の安全確保等の観点から、歩行者等のネットワーク形成を図るために、以下の路線について、歩道等の整備を進める。

- (都)日野岩地大野線（暫定：一般国道21号からいちょう通り）
- (都)犬山東町線バイパス
- (都)各務原扶桑線
- 那168号線
- 那616号線（いちょう通りからユーエス通り）
- 那816号線（(都)那加蘇原線から(都)一般国道21号線）
- 那837号線（尾崎中央通り）
- 那1043号線（さくら通り）
- 稲100号線（スチールロード）
- 蘇北390号線（(都)岐阜鵜沼線から県道長森各務原線）
- 鵜1118号線（南町通り）
- 鵜825号線（各務野高等学校から伊木山通り）
- 鵜890号線（各務原駅前通りから(都)各務原扶桑線）
- 川1号線

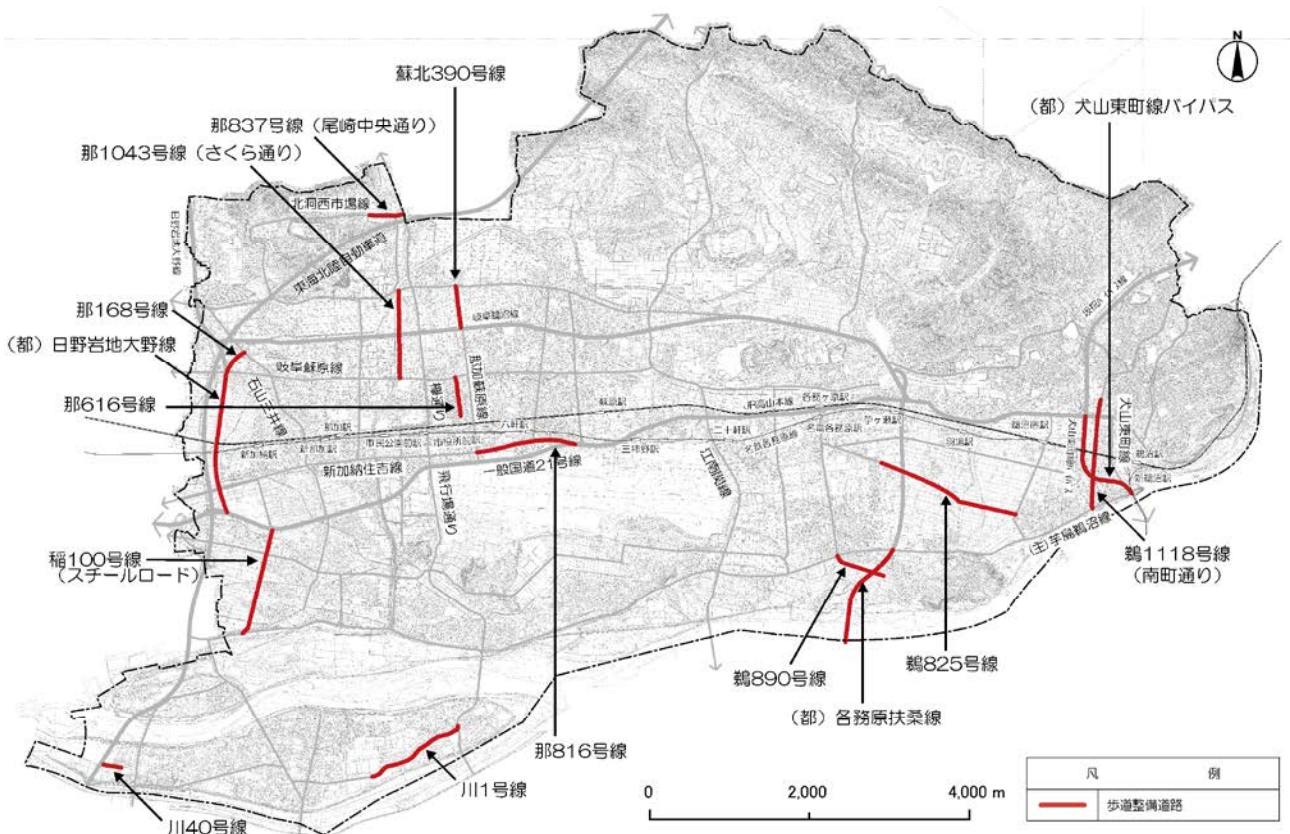


図 歩道等整備促進路線

## 4. 公園・緑地

本都市計画マスタープランにおける公園・緑地の方針は平成28年度から実施する「緑の基本計画」を受けるものとする。

表 主な公園・緑地の整備方針（短期）

名称等	整備の概要
・ 国営木曾三川公園各務原緑地内 各務原市総合運動公園	整備継続
・ (仮) 桐野公園	新設
・ (仮) 新加納公園	新設
・ 緑苑地区の公園	再整備
・ (仮) 鶉沼南町河川敷公園	再整備
・ つつじが丘地区の公園	再整備
・ 清住地区の公園	再整備

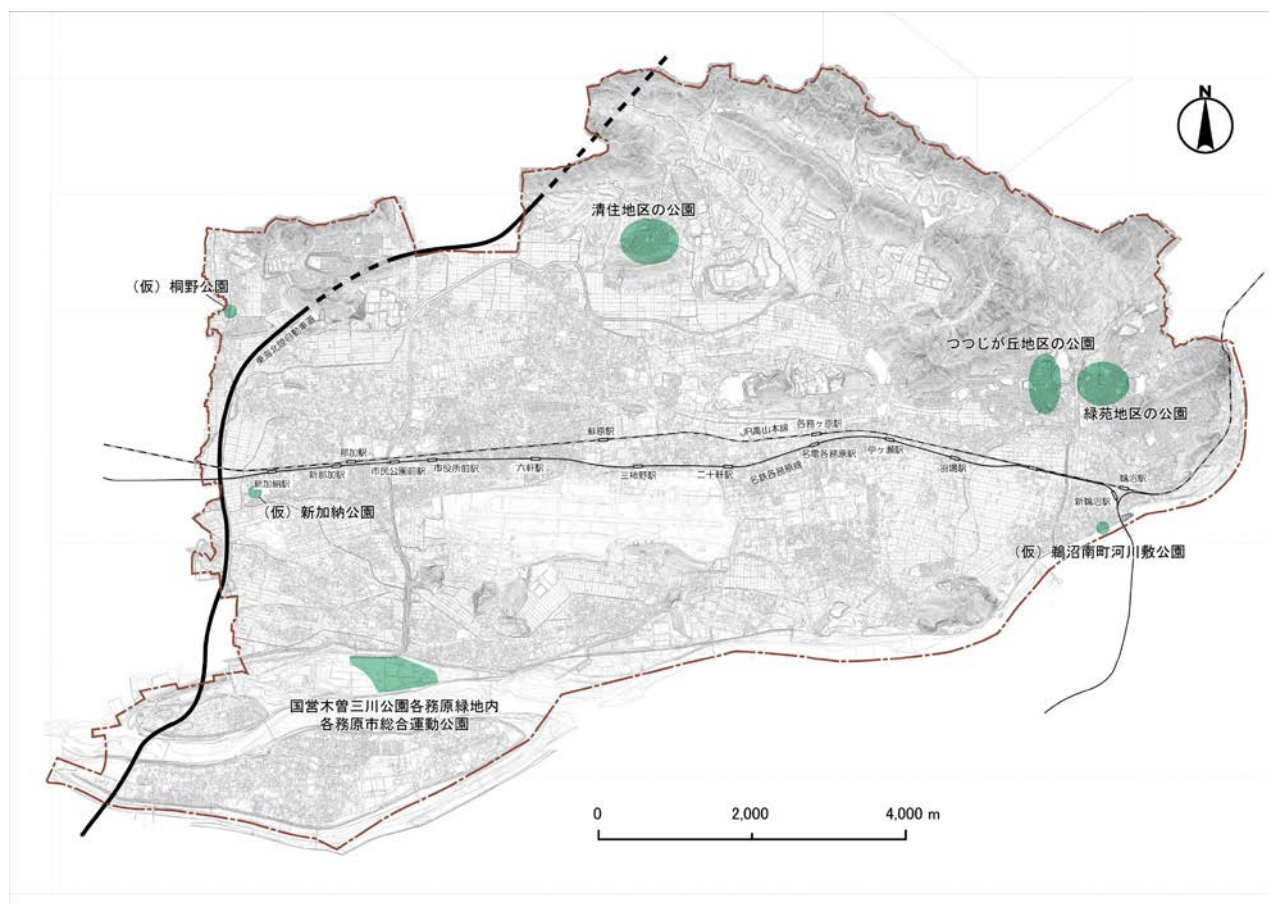


図 主な公園・緑地の整備方針（短期）

表 主な公園・緑地の整備方針（中長期）

名称等	整備の概要
・ 巾下地区 新設公園	新設
・ 朝日地区の公園の統合	新設
・ (仮)城山公園	新設
・ 木曾川河川敷（前渡）地区	新設

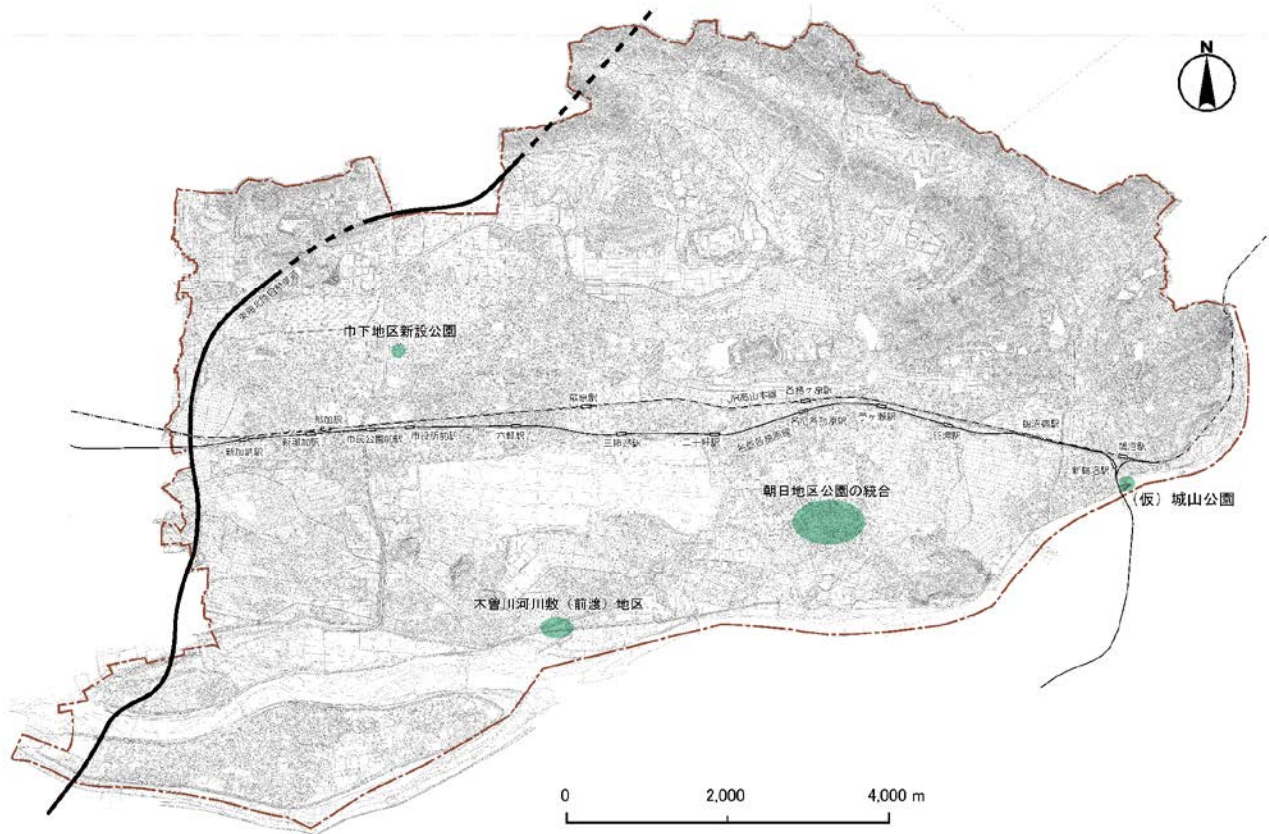


図 主な公園・緑地の整備方針（中長期）



## 5. 下水道・河川

### (1) 下水道（汚水、雨水）

#### ①整備方針

下水道は、快適な生活環境の実現や公共用水域の水質保全及び浸水防除等の重要な役割を担うとともに、地域の持続的な発展のため、なくてはならない社会基盤整備である。

本市の公共下水道事業（汚水）は、投資効果の高い市街化区域を優先的に整備してきた結果、市街化区域における整備はほぼ概成している。

今後、市街化調整区域の既存集落への下水道整備を進めるにあたっては、少子高齢化による人口減少を迎えようとするなか、財政状況や費用対効果を十分に精査するとともに、整備区域の選定等については地域の特性を的確に把握し、経済的かつ効率的に整備できるよう慎重に検討する。

また、経年劣化により老朽化した施設については、長寿命化計画に基づき更生工法等の整備手法による延命化を図るとともに、計画的な維持管理を行う。

下水道（汚水）が既に整備された区域の未接続世帯については、融資あっせん和利子補給制度を継続しつつ、戸別訪問等により一層の普及促進を図っていく。

近年増加している局地的な豪雨による浸水被害を防ぐため、雨水幹線や貯留施設などの公共下水道（雨水）の整備を推進する。

表 下水道（汚水）整備状況

項目	状況	備考
全体計画面積	5,149.0ha	
事業計画面積	2,713.9ha	
供用開始面積	2,451.4ha	
行政区域人口	148,332人	
供用開始人口	117,347人	
下水道普及率	79.1%	供用開始人口／行政区域人口

平成26年度末現在

#### ②整備目標

下水道（汚水）においては、平成31年度末における下水道普及率（下水処理区域内人口／総人口）を83.5%にすることを目標とする。



## ③主要な施設の整備方針

今後は、下記の下水道施設の整備を引き続き進める。

○下水道（汚水）においては、岐阜県の全体計画の見直し及び事業計画変更の時期に合わせて、本市の事業計画区域を適切に設定し、市街化調整区域内の既存集落における整備を順次進める。

○下水道（雨水）においても、事業計画区域の拡大を図り、雨水幹線や貯留施設の整備を促進する。

## ④主要な施設の整備目標

今後は、下記の下水道施設の整備を引き続き進める。

表 今後の主要な施設の整備目標

種別	名称	備考
下水道（汚水）	公共下水道整備	那加成清、蘇原第2、桜町、朝日、三ツ池、南町、宝積寺、翠沼、三井、上戸、前渡西、各務の各処理分区の一部
下水道（雨水）	雨水幹線	伊吹第2雨水幹線（蘇原第2排水区）、北山雨水幹線（北山排水区）、北山樋管整備（北山排水区）、小網樋管整備（小網排水区）、那加第2雨水幹線（三井第4排水区）
	貯留施設	鵜一小、鵜三小、稲羽中、中央中、蘇原中、鵜沼中

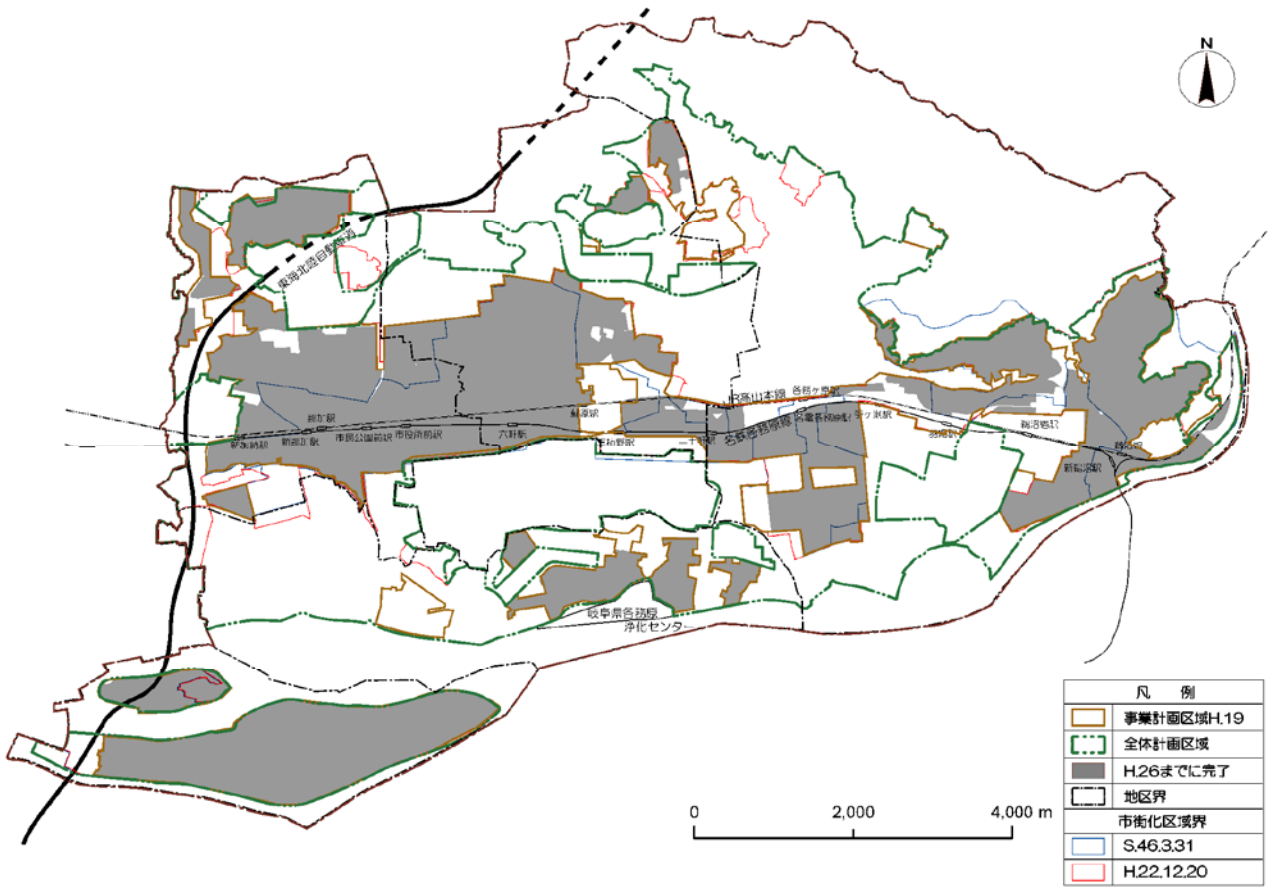


図 下水道（汚水）の整備予定図

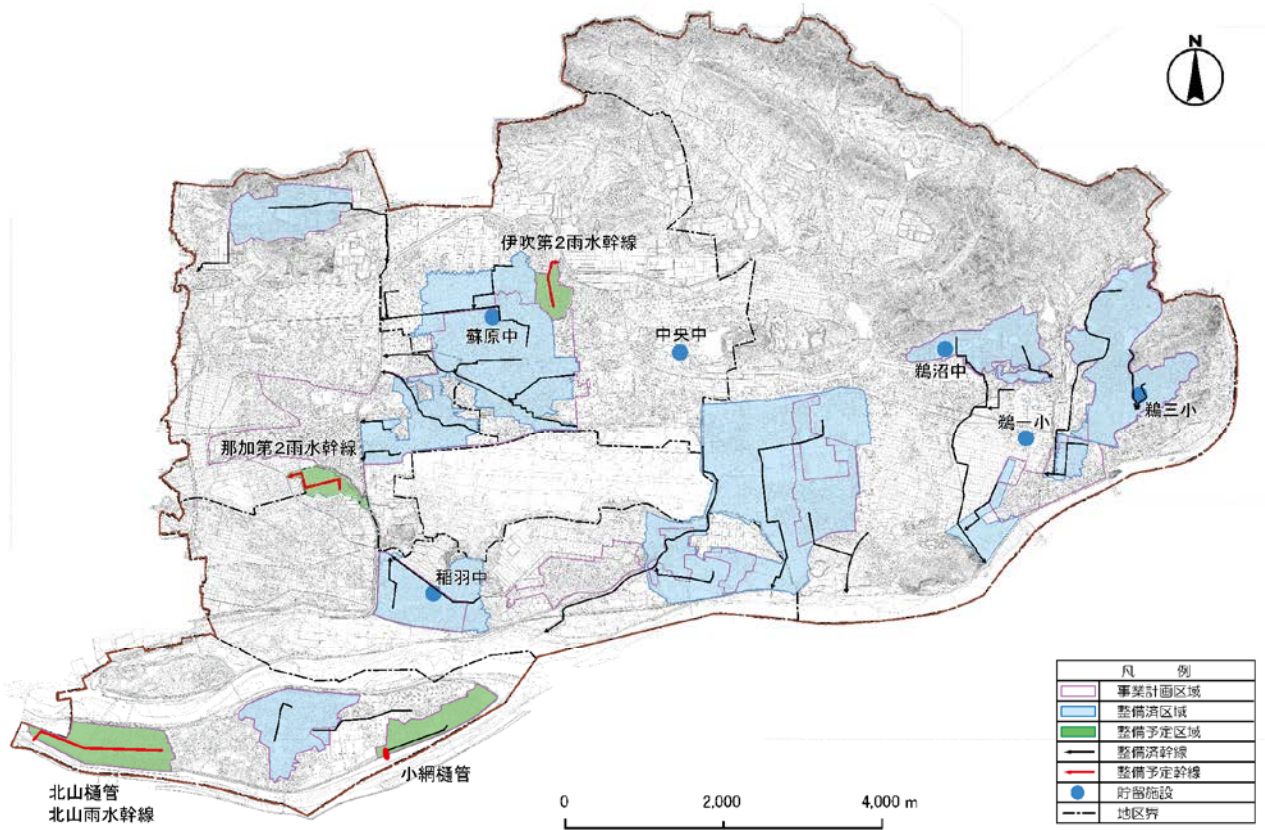


図 下水道（雨水）の整備予定図

## (2) 河川

### ①整備方針・目標

境川流域整備計画に基づき、流域の有する自然の保水・遊水機能を維持または向上させるために、公共公益施設等を活用した貯留施設の整備や、開発事業者に対し雨水流出抑制施設などの整備を指導するなど、総合的な治水対策を促進する。

浸水被害の防止のため、緊急性や危険性の高い河川の改修や維持管理を推進する。

### ②主要な施設の整備方針

○境川流域整備計画に基づき、公共公益施設における貯留施設の整備を推進するとともに、開発事業者に対し、雨水の流出抑制対策の整備を指導していく。

○市が管理する普通河川の改修や補修による維持管理を行う。

### ③主要な施設の整備目標

今後は下記の河川施設の整備を引き続き進める。

表 今後の主要な施設の整備目標

種別	名称	備考
河川	境川	総合的な治水対策（雨水の流出抑制対策）



## 6. 景観

本都市計画マスタープランにおける景観の方針は「各務原市景観計画」を受けけるものとする。景観計画は、景観法第8条に規定する「現にある良好な景観を保全し、また地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等を定める計画」として策定したものである。

平成 18 年3月に市全域を景観計画区域とする「各務原市景観計画」を策定した後に、テクノプラザ地区（平成 19 年3月 31 日）及びグリーンランド柄山地区（平成 20 年4月 1 日）を景観地区として決定するとともに、都心ルネサンス地区や市民会館周辺地区などの 28 地区が景観計画の重点風景地区として決定済である。

今後は、市全域及び各々の地区独自の景観計画に沿いながら、良好な景観形成に向けた規制・誘導を図るものとする。

また、新たな大規模開発や土地区画整理事業が行われる場合は、景観計画による良好な景観形成を進めていく。

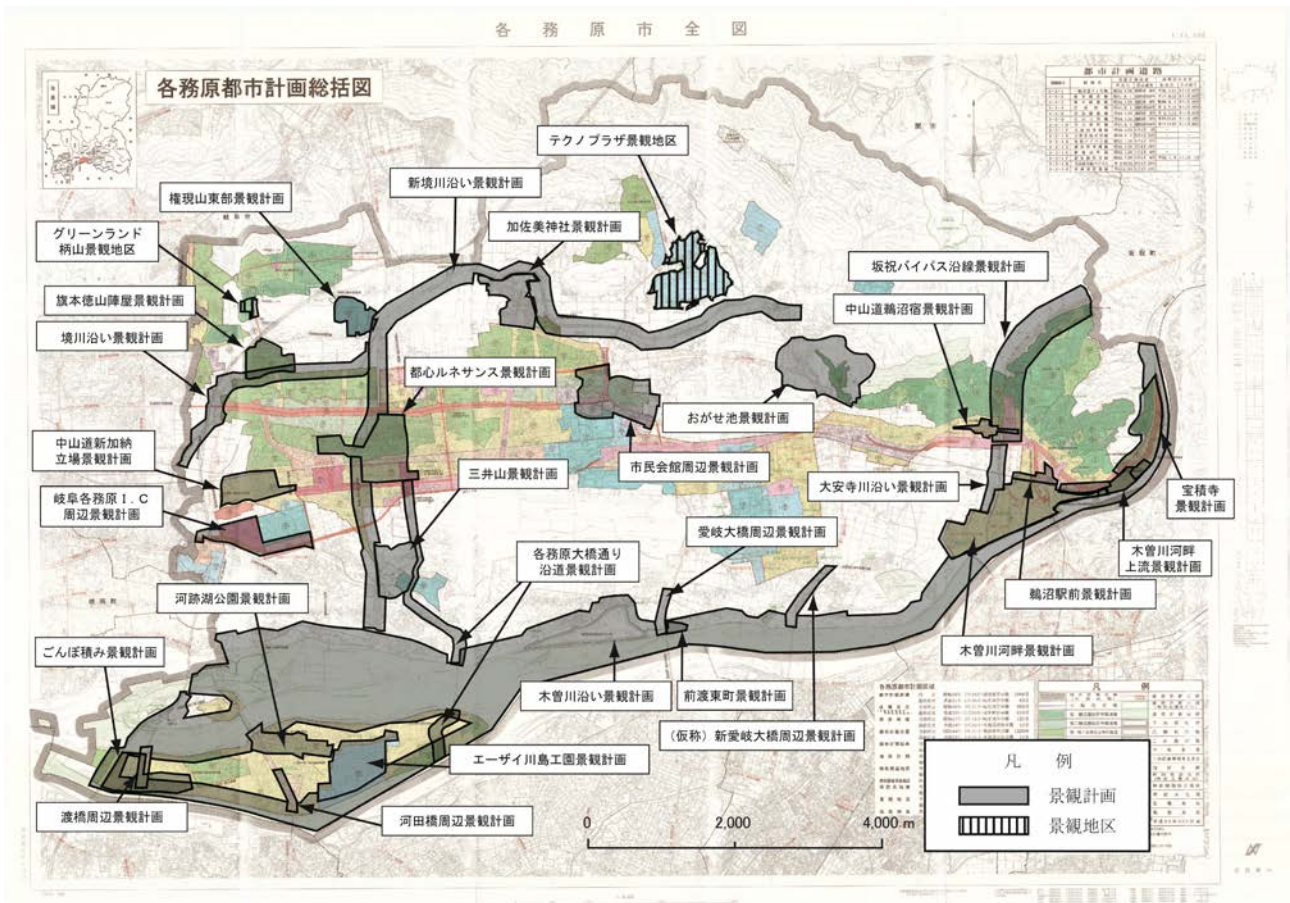


図 景観計画の決定状況



## 7. 歴史・文化

中山道、木曾川及び航空機産業の歴史・文化は、本市の都市形成過程において重要な要素である。今後もこれらの歴史・文化を継承していくため、以下の方針を示す。

### (1) 中山道（歴史街道）

中山道鶉沼宿及び芋ヶ瀬池並びに村国座をつなぐ中山道、おがせ街道等の道路沿道を本市の主要な歴史資源・地区を結ぶ『各務野歴史街道』と位置付け、その整備を進めるほか、皆楽座、村国座等の主要な歴史資産の有効活用により交流人口の増加を図る。

また、中山道新加納地区の歴史的風致を活用し、風情のある街並みの保全・再生を行う。さらに、神社仏閣・史跡等歴史資産を歩行者が巡ることができる基盤設備を検討する。

### (2) 木曾川

川島地区には木曾川の水害から身を守るために、家屋の基礎として玉石積み（ごんぼ積み）を多く使用しており、豊かな自然及び個性ある景観が残されている。今後は、地元住民のごんぼ積みに対する保存意識の醸成と、当地区の魅力を発信するまちづくりを進める。

### (3) 航空機産業

1917年（大正6年）に陸軍演習場が設けられた各務原台地に『各務原飛行場』が設置されたことにより、1937年（昭和12年）に川崎航空機工業岐阜工場が立地し、併せて、工場従業者用の社宅も多く整備された。これは、本市の都市化の源であり、今日も航空機産業は本市の基幹産業である。この歴史と文化を紹介するかかみがはら航空宇宙科学博物館の更なる充実を図りつつ、その周辺地区については、岐阜県グリーンスタジアム等の集客施設と連携を図りながら、航空宇宙文化にふさわしい魅力を有した施設誘致等、地域資源を活かし、より多くの人を引き付ける魅力を有した地区としていく。

## 8. 交通

### (1) 鉄道・バス

本市の鉄道は、JR高山本線（駅数4）と名鉄各務原線（駅数12）が市域中央部を東西に平行して走り、地域間交通を担う輸送機関として重要な役割を果たしている。

バス路線は、岐阜バス、名鉄バス、各務原ふれあいバスが運行されており、市民の足として活用されている。

本市においては、鉄道を軸に持続可能なコンパクトなまちづくりとネットワークづくりを推進することとしており、人の移動のみならず、環境、社会福祉、商業、観光振興など様々な役割が公共交通に期待されている。

その役割の実現のため、以下に鉄道・バスの施設整備方針を示す。

- 平成27年8月に策定した各務原市地域公共交通網形成計画に基づき、鉄道（JR、名鉄）、路線バス（岐阜バス、名鉄バス）、各務原ふれあいバスの相互連携強化により、市内の公共交通ネットワークの形成を図り、市内の各公共施設等への移動利便性の向上に努める。
- 鉄道に関しては、運行の強化、輸送力の補強や安全の確保のほか、バリアフリー化等について関係機関に要請し、その充実に努める。
- バスに関しては、市民の公共交通に対するニーズに対応した身近な交通手段の確保から路線バスの維持に努める。また、ふれあいバスについては、今後一層の利用促進を図るとともに路線単位での評価・検証を行い、必要に応じルートやダイヤ等の見直しを検討する。
- 公共交通の利用促進に向け、快適な待合場所の確保や駐輪場の整備、鉄道駅での送迎バス運行等企業従業者向けの公共交通利用促進策の導入等の検討を進める。また、高齢者等の交通弱者の足の確保のため、地域交通サービスや福祉移動サービス等地域にあった交通サービスの更なる充実に努める。

### (2) 駅・駅前広場

本市の各駅の利用者は、徒歩・自転車が大部分を占めているものの、主要駅は各務原ふれあいバスの乗継拠点であるとともに、自動車による送迎もみられる。このような駅前広場の利用実態を踏まえ、以下に駅前広場空間の施設整備方針を示す。

鉄道等の公共交通利用の利便性を高めるために、地域生活拠点である各務ヶ原・名電各務原駅及び蘇原・三柿野駅について、各務原ふれあいバスや自動車による送迎・待合せのための交通スペースの確保や駐輪場の整備を検討する。

また、各種公共交通機関等が乗り入れる交通結節点である鵜沼駅・新鵜沼駅前広場周辺については、「新鵜沼駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」に基づいた各種整備が完了している。今後は、周辺に広域的な利用や公共性が高い施設が集積されている新那加駅周辺において「新那加駅周辺地区バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー整備を推進する。

### (3) 歩行者・自転車ネットワーク

自転車は近距離移動における自由度が高く、買い物や通勤・通学の端末交通手段として重要な役割を果たす交通手段であり、地球環境にやさしい優れた交通手段である。

本市は比較的平坦な地形であるため、市民が徒歩や自転車で快適に移動できる交通環境に適していることから、今後の歩行者・自転車ネットワークの形成に向けた方針を示す。

- 都市計画道路や市内の主要な道路について、歩行者・自転車交通量を踏まえつつ、歩道や自転車歩行者道等の整備を進める。
- 木曾川河川敷等を活用した歩行者・自転車道の整備について、近隣市町と連携しながら検討する。
- 主要鉄道駅等におけるレンタサイクル・システムの導入を検討する。
- 川島地区の堤防整備の状況を踏まえつつ、地区を周遊できるネットワークの形成を検討する。

## 9. 安全・安心（防災）

本市の市街地の一部においては、狭あい道路が多いため緊急車両の円滑な通行が困難な地区や、木造密集住宅地のため地震時等における延焼火災の拡大が危険視される地区も見受けられる。

特に、本市は平成 26 年 3 月に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、地震対策をより積極的に推進する。

風水害については、毎年台風が全国各地で大きな災害をもたらしているため、河川整備などの対策を推進するとともに、また、最近では短期間集中豪雨（ゲリラ豪雨）が都市部に水害をもたらしているため、内水浸水への対策もあわせて推進する。

安全・安心な暮らしを守るため、適切な防災対策が必要であり、今後は以下の方針に沿った防災対策をより積極的に推進する。

- 狭あい道路の解消やそれにあわせたブロック塀等の除却を官民協働で推進する。
- 未整備都市計画道路等の整備推進により、市街地における延焼遮断帯の確保や緊急輸送道路及び避難道路の整備を進める。
- 道路構造物の状態の把握に努め、橋梁長寿命化修繕、道路ストック修繕を推進し、重要な道路ネットワークの安全性・信頼性を確保していく。
- 建築物等耐震化促進事業（木造住宅耐震化診断、木造住宅耐震補強工事助成）を推進する。
- 都市公園における公園施設について安全対策の強化を図る観点より、計画的に公園施設長寿命化事業を推進する。
- 都市公園の整備推進により、一時退避場所の充実を図る。
- 建物の不燃化、耐震化においては防災対策を総合的に展開する。
- 避難行動要支援者（災害時要援護者）に対する支援体制の強化を図る。
- 浸水対策として、下水道（雨水）・河川の整備を推進する。
- ハザードマップ（洪水、内水、土砂災害、地震）等により、災害の発生する可能性のある区域の情報提供に努める。
- 地域防災力の基盤となる地域コミュニティの強化を図る。





図 緊急輸送道路及び避難所

## 10. 社会経済情勢の変化への対応

### (1) 高齢福祉・障がい福祉対策

本市の人口は全国的な動向と同じく増加から横ばい傾向にあり、近年は減少傾向に転じている。また、人口構成も、平成26年8月には65歳以上の高齢者が人口の4分の1を超え、特に高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯も増えており、本格的な少子高齢化社会を迎えようとしている。

こうした状況を踏まえ、本市においては、公共交通結節点周辺における商業、医療、福祉機能等の都市機能の集積やバリアフリーの促進等、高齢者や障がい者に配慮した都市施設の整備を進める。特に以下の方針に沿った、高齢者や障がい者にも配慮した便利で快適に暮らせるまちづくりを促進する。

- 高齢者福祉計画、障がい者計画等に基づく各種事業を推進する。
- 鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における住宅・宅地の供給の促進や商業、医療、福祉機能等の都市機能の集積を促進する。
- 道路、公園等のバリアフリー化を促進する。
- 健康遊具の設置等、高齢者や障がい者の健康増進に資する公園等の整備を進める。
- 既存商店街の活性化支援としての道路や駐輪場の整備を進める。
- 市営住宅の耐震補強を進めるとともに、バリアフリー化を推進する。

### (2) 環境対策

環境問題への意識の高まり等を受け、以下の方針に沿った環境負荷の低減につながる都市づくりを積極的に推進する。

- 環境基本計画の基本方針に沿った各種事業を推進する。
- 生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道や合併浄化槽の普及を推進する。
- 地下水の保全を図るため、水田・森林の保全による地下水源の涵養、透水性舗装の促進、汚水や雨水の循環利用システムの導入に努める。
- 保水性舗装や遮熱性舗装等の道路舗装改良によるヒートアイランド対策を検討する。
- 長期優良住宅の普及のほか、環境に配慮した建設工事や建設資材、廃材のリサイクルを促進するとともに、緑ごみリサイクルにも継続して取り組んでいく。

### (3) 市民参加

今後の都市づくりにあたっては、ワークショップや意見交換会等を通じ、計画策定の段階から市民協働のまちづくりを進めるとともに、各施策・事業の実施や実施後の維持管理にあたってはボランティア団体やまちづくり団体などと協働して、その推進を図るものとする。なお、計画策定等にあたっては、特に事業実施後の維持管理までを念頭においた、効率的・効果的な計画づくりが求められることから、費用対効果等財政面の観点からの検討を十分に行った上で、その取り組みを進めることとする。





都市整備の方針【総括図】



都市整備の方針





都市整備の方針【総括表】

都市づくりの課題	都市づくりの理念と目標	都市整備の方針			
		土地利用	市街地整備	街路・道路	公園・緑地
1(1) 計画的な住宅地供給、優良農地の保全 1(2) 計画的な市街地整備の促進、地区施設の整備による良好な市街地の形成 2(1) 集約型都市構造の形成 2(4) 健康まちづくり	<b>公共交通を軸にした生活圏で暮らせる都市</b> ・都市と自然の健全な調和 ・歩いて暮らしやすい都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における住宅・宅地の供給促進</li> <li>郊外にみられる既存の大型住宅団地の日常生活利便性の向上</li> <li>鉄道駅周辺等の公共交通結節点周辺における商業、医療、福祉施設等の都市機能の集積の促進</li> <li>優良農地の保全</li> <li>無秩序な土地利用が進まないよう開発許可の適切な運用</li> <li>集落地における商店や診療所、福祉施設等の適切な立地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅周辺等公共交通の結節点周辺での商業、医療、福祉機能等の都市機能集積によるコンパクトな市街地の形成、自動車交通に依存することなく暮らすことのできる環境づくり</li> </ul>	—	—
1(1) 新たな雇用の場となる産業用地の確保 1(3) 都市計画道路の整備・促進、都市計画道路の見直し（追加・廃止）、歩道・街路樹の整備・促進、官民協働による狭あい道路の解消 1(5) 下水道整備の促進 2(2) 厳しさを増す財政状況下での自主財源確保	<b>力強さを持続する都市</b> ・既存産業の振興、新たな産業の創出と受け皿づくり ・「選択と集中」による効率的な公共投資、公共施設等の長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の高度利用の促進による都市機能の向上</li> <li>既存産業の高度化・規模拡大への対応、新規産業の受け皿となる工業用地の確保</li> <li>岐阜各務原インターチェンジ周辺南側における商業と工業が交流する土地利用の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存商店街の活性化支援につながるような道路及び駐輪場等の整備の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(都)犬山東町線バイパス、(都)各務原扶桑線【(仮)新愛岐大橋～(主)芋島鵜沼線】、(都)犬山東町線、(都)日野岩地大野線【(都)一般国道21号線～(都)岐阜蘇原線】、(仮)南町通りの整備促進【短期】</li> <li>(都)一般国道21号線、(都)坂祝バイパス線、(都)岐阜鵜沼線【(主)川島三輪線以西及び(主)江南関線以东】、(都)日野岩地大野線及び延伸路線、(都)各務原扶桑線【(主)芋島鵜沼線～(都)一般国道21号線】、(都)江南関線、(都)石山三井線、岐阜南部横断ハイウェイの整備促進【中長期】</li> <li>必要に応じた都市計画道路見直し</li> </ul>	—
1(4) 身近な公園の計画的整備、緑地保全・回復、民有地緑化 1(6) 自然との共生や水辺空間の活用を図る河川環境整備、保水・遊水機能の保持 2(3) 自然環境との共生・生物多様性の保全	<b>環境と共生する都市</b> ・水と緑に包まれた都市づくり ・自然環境の特色や魅力を体験できる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑あふれる暮らしやすい環境の整備の推進</li> <li>森林・緑地・水辺系地域の保全、市民生活にうるおいとやすらぎを与える場として整備・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の緑化（建物屋上・壁面や敷地の緑化促進、一定規模以上の建築・開発行為に対する緑化等）や道路・公園等の基盤施設の緑化</li> <li>道路舗装改良による温暖化対策、屋外広告物の規制・建築物の適正な誘導の検討</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>国営木曾三川公園各務原緑地、(仮)桐野公園、(仮)新加納公園、緑苑地区の公園、鵜沼南町河川敷公園、つつしが丘地区の公園、清住地区の公園の新設、再整備【短期】</li> <li>中下地区新設公園、朝日地区の公園の統合、(仮)城山公園、木曾川河川敷（前渡）地区【中長期】</li> </ul>
1(5) 雨水排水対策の展開 2(5) 国土の安全・安心の確保	<b>安全・安心な都市</b> ・大規模災害に備えた都市づくり ・誰もが暮らしやすい都市づくり ・市民の健康を支える都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂防指定地及び保安林の開発抑制</li> <li>土砂災害特別警戒区域の指定による無秩序な宅地開発等の抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物が相当程度密集する地区での準防火地域の指定の検討や浸水多発箇所の排水機能の充実、ブロック塀の倒壊対策などの促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭あい道路が多くみられる道路不足地区における道路拡幅又は新設道路の整備による安全で快適な居住環境の確保</li> </ul>	—
2(6) 都市の個性や魅力づくり	<b>歴史・文化を継承・活用する都市</b> ・歴史・文化資源を活用した魅力と多様な交流の創出 ・郷土の誇りや愛着の醸成と個性ある景観形成	—	—	—	—
	<b>多様な主体が参加・協働する都市</b> ・まちづくりの担い手の多様化・活性化	—	—	—	—





都市整備の方針【総括表】

都市づくりの課題	都市づくりの理念と目標	都市整備の方針			
		下水道・河川	景観、歴史・文化	交通	安全安心、その他
1(1) 計画的な住宅地供給、優良農地の保全 1(2) 計画的な市街地整備の促進、地区施設の整備による良好な市街地の形成 2(1) 集約型都市構造の形成 2(4) 健康まちづくり	<b>公共交通を軸にした生活圏で暮らせる都市</b> ・都市と自然の健全な調和 ・歩いて暮らしやすい都市づくり	—	—	・鉄道（JR、名鉄）、路線バス（岐阜バス、名鉄バス）、各務原ふれあいバスの相互連携強化 ・鉄道の運行強化、輸送力の補強や安全の確保のほか、バリアフリー化等の関係機関への要請 ・ふれあいバスの必要に応じたルートやダイヤ等の見直しの検討 ・公共交通利用促進策の導入等の検討 ・地域交通サービスや福祉移動サービス等地域にあった交通サービスの更なる充実	—
1(1) 新たな雇用の場となる産業用地の確保 1(3) 都市計画道路の整備・促進、都市計画道路の見直し（追加・廃止）、歩道・街路樹の整備・促進、官民協働による狭あい道路の解消 1(5) 下水道整備の促進 2(2) 厳しさを増す財政状況下での自主財源確保	<b>力強さを持続する都市</b> ・既存産業の振興、新たな産業の創出と受け皿づくり ・「選択と集中」による効率的な公共投資、公共施設等の長寿命化	・市街化調整区域の既存集落の下水道整備に対する経済的かつ効率的な整備の検討 ・経年劣化により老朽化した施設の長寿命化計画に基づく更生工法等の整備手法による延命化、計画的な維持管理	・かかみがはら航空宇宙科学博物館の更なる充実とその周辺地区における航空宇宙文化にふさわしい魅力を有した施設の誘致	—	—
1(4) 身近な公園の計画的整備、緑地保全・回復、民有地緑化 1(6) 自然との共生や水辺空間の活用を図る河川環境整備、保水・遊水機能の保持 2(3) 自然環境との共生・生物多様性の保全	<b>環境と共生する都市</b> ・水と緑に包まれた都市づくり ・自然環境の特色や魅力を体感できる場づくり	—	—	—	・環境負荷の低減につながる都市づくり（下水道や合併浄化槽の普及推進、地下水源の涵養、透水性舗装の促進、汚水や雨水の循環利用システムの導入、ヒートアイランド対策等）の積極的推進
1(5) 雨水排水対策の展開 2(5) 国土の安全・安心の確保	<b>安全・安心な都市</b> ・大規模災害に備えた都市づくり ・誰もが暮らしやすい都市づくり ・市民の健康を支える都市づくり	・下水道（汚水）が既に整備された区域の未接続世帯への一層の普及促進 ・雨水幹線や貯留施設などの公共下水道（雨水）の整備の推進 ・開発事業者に対する雨水流出抑制施設等整備の指導 ・緊急性や危険性の高い河川の改修や維持管理の推進	—	・新那加駅周辺におけるバリアフリー整備の推進 ・都市計画道路や市内の主要な道路における歩道や自転車歩行者道等の整備の推進 ・木曾川河川敷等を活用した歩行者・自転車道整備の検討 ・主要鉄道駅等におけるレンタサイクル・システムの導入の検討 ・川島地区を周遊できるネットワーク形成の検討	・地震対策のより積極的な推進 ・河川整備などの対策推進、内水浸水への対策の推進
2(6) 都市の個性や魅力づくり	<b>歴史・文化を継承・活用する都市</b> ・歴史・文化資源を活用した魅力と多様な交流の創出 ・郷土の誇りや愛着の醸成 と個性ある景観形成	—	・地区独自の景観計画に沿った、良好な景観形成に向けた規制・誘導 ・中山道鶴沼宿及び芋ヶ瀬池並びに村国座をつなぐ中山道、おがせ街道等の道路沿道の整備推進 ・皆楽座、村国座等の主要な歴史資産の有効活用 ・ごんぼ積みに対する保存意識の醸成、当地区の魅力を発信するまちづくり	—	—
	<b>多様な主体が参加・協働する都市</b> ・まちづくりの担い手の多様化・活性化	—	—	—	・計画策定の段階から市民協働のまちづくりの推進 ・各施策・事業の実施や実施後の維持管理にあたり、ボランティア団体やまちづくり団体等との協働の推進

都市整備の方針

